

# 光ファイバーケーブルの設置工事中に墜落



## 発生状況

この災害は、情報管路敷設工事において、橋桁へのつり足場の組み立て準備作業中に発生したものである。被災者の会社では、光ファイバーケーブル敷設工事の4次下請として、橋桁へのつり足場の組立ておよび解体作業を請け負っていた。

災害発生当日、午前8時30分頃、全長約70mのY川橋へのつり足場の組み立て作業を昨日に引き続き行うため、被災者ら4名は分担する作業現場に到着した。

つり足場は、前日までに7割ほどできあがっていたので、残りの部分を設置するための作業準備に取り掛かった。

午前8時45分頃、被災者は橋上から3.1m下の橋台に降りるために縄ばしごを使用することとし、そのU型フックの付いた先端部分を巻き込むようにして橋の中央付近の欄干に取り付けて、縄ばしごを下へ降り始めた。

ところが、被災者が橋台へ到着する前に、縄ばしごが取り付けていた橋の欄干から外れ、被災者は約17m下の河原へ墜落して、気道出血のため死亡した。

なお、この現場の足場の組立て等作業主任者は社長であったが、当日は体調不良のため現場に来ておらず、代わりになる作業主任者（被災者以外の3名は有資格者）が選任されていなかった。

## 原因

この災害は、情報管路敷設工事において、橋桁へのつり足場の組み立て準備作業中に発生したものであるが、その災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

### 1 縄ばしごの取り付け方法が不適切であったこと

縄ばしごの欄干などへの取付け方法としては、U型フックを欄干へ直接掛けるか、欄干へ縄ばしごの先端部分を巻きつけてから、先端のU型フックを縄ばしごの踏さんや縄へ掛ける方法があったが、当日は後者の方法によったものの被災者が乗り移ったときにU型フックが外れてしまった。

### 2 足場の組み立て等作業主任者が選任されていなかったこと

この現場では足場の組み立て等作業主任者として社長自らが行っていたが、当日は体調不良のため不在であったのに代理人を選任していなかった。

### 3 作業手順書等が作成されていなかったこと

この工事現場では足場の組立図、作業手順書が作成されておらず、つり足場への移動方法についても川の土手からよじ昇ったり、欄干から乗り移ったりと、作業者の任意の行動に任せていた。

また、朝のミーティングにおいても形式的な注意を行うだけで、安全について特段の指示を行っていなかった。

**対 策**

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

1 安全な昇降設備を設けること

つり足場での作業を行う場合には、安易に不安定な縄ばしごを使用させることなく労働者が安全に移動できる昇降設備を設ける。

2 作業主任者を選任して作業を行わせること  
足場の組み立て等作業主任者を選任して次の職務を行わせる。（安衛則第566条関連）

- (1) 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと
- (2) 器具・工具・安全带および保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと
- (3) 作業方法および労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること
- (4) 安全带および保護帽の使用状況を監視すること

3 統括安全衛生管理を実施すること

元方事業者は、つり足場の計画書、作業手順書を作成して関係下請業者へ示すとともに、作業に際して具体的な指示と指導を行う。

また、元方事業者と下請業者で構成する安全協議組織を設置し、現場の安全管理について連絡調整を十分に行う。（安衛則第30条関連）

なお、それぞれの事業者は、労働者に対して墜落危険およびその防止対策等についてあらかじめ安全衛生教育を実施する。（安衛則第59条・安衛則第35条関連）

<b>業種</b>		橋梁建設工事業
<b>事業場規模</b>		5～15人
<b>機械設備・有害物質の種類(起因物)</b>		はしご等
<b>災害の種類(事故の型)</b>		墜落、転落
<b>建設業のみ</b>	<b>工事の種類</b>	橋梁建設工事
	<b>災害の種類</b>	はしごから墜落
<b>被害者数</b>		死亡者数：1人      休業者数：0人 不休者数：0人      行方不明者数：0人
<b>発生要因(物)</b>		防護・安全装置が不完全
<b>発生要因(人)</b>		場面行動
<b>発生要因(管理)</b>		不意の危険に対する措置の不履行